

飯塚市の条例

『差別の解消を目的とした飯塚市の条例』

飯塚市

部落差別をはじめ

あらゆる差別の 解消の推進に 関する条例

平成28年に、国において、人権を守り差別の解消を目的とした個別の法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行されました。
飯塚市においても、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、既定の条例を改正し、平成30年4月1日から施行しております。

第1条 (目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念のっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

第2条 (市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

第3条 (市民の責務)

市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

第4条 (相談体制の整備)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

第5条 (教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

第6条 (推進体制の充実)

市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第7条 (実態調査)

市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

第8条 (委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

一人で悩んでいませんか?



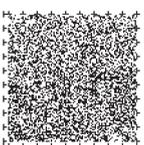
「人権相談員」を配置しました(男女各1名)

部落差別問題をはじめ、あらゆる差別について人権相談に応じます。訪問による相談も行ないますので、下記までご連絡ください。

☎0948-43-4764

飯塚市 市民協働部 人権・同和政策課 ☎0948-22-5500

(飯塚市で制作した人権ポスター)



部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていきましょう。

差別解消に関する国の法律

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して施行した、次の三つの法律のことを指します。これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【障害者差別解消法】

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。
(平成28年4月1日施行)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律【ヘイトスピーチ解消法】

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消を目的としています。
(平成28年6月3日施行)

部落差別の解消の推進に関する法律【部落差別解消推進法】

この法律は、現在もなお部落差別が存在するため、差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。
(平成28年12月16日施行)

新作DVDの紹介

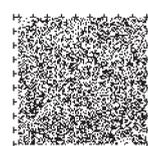
(※プロジェクター等の貸出を行っておりますので、お気軽にご利用ください)

- バースデイ (37分) (性的少数者の人権)
- あなたの笑顔がくれたもの
～周りから見えにくい障がい・生きづらさ～ (37分)
(障がいのある人の人権)
- 知りたいあなたのこと3
～きこえない人の生活・気持ち～ (21分) (障がいのある人の人権)
- 部落の心を伝えたいシリーズ第33巻
12年後の決断 (28分) (部落差別問題)
- 破戒
全国水平社創立100周年記念映画 (120分) (部落差別問題)



せんこくすいへいしゃそうりつ しゅうねんきねんえいがせいさくいいんかい
©全国水平社創立100周年記念映画製作委員会

●申し込み TEL 0948-26-1178 FAX 0948-23-7048
人権・同和政策課 (立岩人権啓発センター内)



人権問題啓発活動

飯塚市の人権問題啓発活動

同和問題啓発強調月間（7月1日～7月31日）

飯塚市では、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」にあわせ、各種の啓発活動を行っています。

2023（令和5）年度は市内各所にて街頭啓発を実施しました。また、講演会については、イヅカコスモスモモン他市内5ヶ所で、「部落差別問題は解決する～全国・全九州水平社創立100周年を迎えて～」という演題で福岡県立大学名誉教授の森山沾一さんにご講演いただきました。



街頭啓発の様子

【講演会アンケートより】

部落差別の歴史的背景から学ぶ良い機会となりました。ただ知識として学ぶだけでなく、一人ひとりの個を大切にしながら認め合う社会の実現へ向けて、日頃からの意識のあり方を改めて考え直す機会となりました。



講演会の様子

飯塚市部落解放研究集会

～人権フェスティバル～（10月14日）

飯塚市人権教育・啓発推進協議会主催による第51回飯塚市部落解放研究集会は、10月14日（土）に、飯塚市総合体育館において多数の参加者を迎え開催されました。基調提案後、全国水平社創立100周年記念映画「破戒」を上映しました。



人権・同和問題啓発コーナー展示

イヅカコミュニティセンター1階常設展示コーナーにおいて、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わるパネルを年間5期に分けて展示しています。

令和5年11月28日～令和6年2月4日まで、飯塚市内小中学生の人権標語・人権ポスターの展示を行っています。



ほう じん じん けん どり くみ
NPO法人 人権ネットいづかの取組

「NPO法人人権ネットいづか」は、飯塚市より、人権啓発事業の委託を受け、各自治会・サークル・企業などに出向き、人権問題の学習会や、講演会を実施しています。人権問題についての学習などの要望がありましたら、気軽にお声かけください。

市民のみなさまの参加をお待ちしています。

NPO法人人権ネットいづか (TEL・FAX 0948-24-7582)



じん けん
人権ネットいづかHP

じ ち かい
●自治会で

自治会より依頼を受け、いろいろなテーマで人権研修を行っています。近隣の公民館などで開催されるので、気軽に参加できます。また、「いきいきサロン」などでも実施されているところもあります。



ち いき
●地域で

筑穂、穂波、颯田、庄内では地区単位で人権講演会を行っています。

*穂波：人権講演会 まちづくり協議会との共催（年1回）、校区単位講演会（年5回）

*筑穂：人権を考える会「かがやき」（年4回）

*庄内：人権ビデオ上映会（年6回）

*颯田：人権を考える会「あおぞら」（年3回）



かく こう りゅう
●各交流センターで

全交流センターで、サークルの開講式や各サークル単位で人権研修を実施しています。

また、まちづくり協議会において、人権研修を実施されているところもあります。



し じん たい しょう こう えん かい
●市民対象の講演会

市民のみなさまを対象に年2回講演会を実施しています。

*「弁護士夫婦のカラフルな日々」【2023年9月16日実施】

～LGBTQのこと、僕のこと、あなたのこと～

講師：南和行さん（弁護士）

*2024年2月には、沖縄国際大学大学院教授の前泊博盛さんを予定しています。

き ぎょう じ ぎょう しょ
●企業・事業所で

飯塚市内の企業・事業所または公的機関より依頼を受け、人権啓発研修を行います。

